

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に係る基本的な考え方について

市 民 部

1 条例制定の背景と位置づけ

本市の平成19年の刑法犯の総認知件数は、4,430件で最も件数の多かった平成14年と比較すると4,625件(51.1%)と減少傾向となっていて、1日あたり12.1件発生しています。

また、平成19年度の津市消費生活センターと三重県消費生活センターにおける津市民の相談件数は2,619件で前年と比較して676件(34.8%)の増加となり、平成16年度をピークとした減少傾向から再び増加に転じ、振り込め詐欺等の新たな手口による被害の増加が懸念されています。

このような状況の下、市民が安全で安心して暮らせる環境を確保することは、市の最も重要な施策の1つと考えます。

地域における犯罪の発生を防止し、市民が犯罪に遭わないで安全で安心して暮らせるまちづくり(以下「安全・安心なまちづくり」という。)を推進するため、基本理念を定め、本市の責務と市民、地域活動団体及び事業者の行動指針を明らかにし、市民等にとって安全で安心して生活ができる地域社会を実現することを目的とし、この条例を制定します。

2 条例に規定する主な内容

(1) 目的

【参考例】

この条例は、地域における犯罪の発生を防止し、市民が犯罪に遭わないで、安全で安心して暮らせるまちづくり(以下「安全・安心なまちづくり」という。)の推進に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民、地域活動団体及び事業者の行動指針を明らかにし、市民等にとって安全で安心な生活ができる地域社会を実現することを目的とします。

(2) 定義

【参考例】

この条例において、市民及び地域活動団体並びに事業者は、次のように定めます。

- ① 市民は、本市の区域内に居住する者及び本市に通勤・通学する者とします。
- ② 地域活動団体は、自治会、ボランティア団体、民間非営利組織その他の地域活動組織とします。
- ③ 事業者は、本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体(地域活動団体を除く。)とします。

(3) 基本理念

【参考例】

安全・安心なまちづくりの推進は、本市、市民、地域活動団体及び事業者がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、相互に助け合い、協働して行うとともに自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとします。

(4) 市の責務

【参考例】

本市は、基本理念にのっとり、安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を総合的に実施するものとします。

(5) (市民の行動指針)

【参考例】

- ① 市民は、基本理念にのっとり、地域における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとします。
- ② 市民は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとします。
- ③ 市民は、目的を達成するため、本市及び地域活動団体が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(6) 地域活動団体の行動指針

【参考例】

- ① 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとします。
- ② 地域活動団体は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、地域活動についての市民の理解の促進に努めるものとします。
- ③ 地域活動団体は、目的を達成するため、本市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(7) 事業者の行動指針

【参考例】

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、目的を達成するため、本市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(8) 推進委員会

【参考例】

市長は、安全・安心なまちづくりを推進するために津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を設置するものとします。

(9) 委任

【参考例】

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。